



ライトアップされた千年杉
(若狭姫神社・10月11日)

- 提案書に掲載した文化財
- ① 若狭神宮寺
 - ② 白石神社、鵜の瀬
 - ③ 若狭彦神社
 - ④ 若狭姫神社
 - ⑤ 萬徳寺
 - ⑥ 若狭国分寺跡
 - ⑦ 明通寺
 - ⑧ 多田寺、多田神社
 - ⑨ 妙楽寺
 - ⑩ 羽賀寺
 - ⑪ 飯盛寺

○市が提案した「若狭の社寺建造物群と文化的景観」
日本人の信仰である「神仏習合」をテーマに提案しました。神仏習合とは、簡単にいうと神様と仏様の融合です。例えば、祭礼や七五三、初詣などは神社へお参りに行きますし、法事などはお寺へ行きます。また、家には神棚と仏壇があります。

このように、わたしたちの身近にある信仰（神仏習合）を日本で最も「かたち」として残しているのが小浜です。また、若狭神宮寺は正面にしめ縄が張られていて、お寺の中には神棚と仏壇が設けられている珍しいお寺です。そして、神様が宿る山「霊峰多田ヶ岳」周辺には、神仏習合を示す行事や祭事を多く残す社寺建造物群があり、それを支える集落景観と一体となって文化的景観を構成しています。



世界遺産をめざそうライトアップ（神宮寺・平成19年11月21日～27日）

大きく前進！第2章の始まり



世界遺産登録をめざす市民の会
会長 白石晴義さん
(堀屋敷・80歳)

今回の選定結果から、その価値が評価されたと考えています。拒否されたわけではなく、世界遺産暫定リスト候補に認められたんですから、大きく前進したと思います。長い取り組みになるとは思いますが、一つずつ課題を解決していくことが必要ですね。

そして、世界遺産登録には、市民の盛り上がりが必要不可欠です。「世界遺産なんて無理」と言う人もいますが、今回の評価を誇りに思い胸を張ってほしいですね。すばらし文化資産についてよく理解し、ふるさとを思う心や郷土愛を持っていただきたいです。それがまちの発展に繋がると思います。

市民の会では、会員を募集しています。活動案内や現状をお知らせする会報をお送りしますので、興味のある人は世界遺産推進室（☎53・1111内線443）へ連絡してください。

文化庁の評価と課題
◆総合的評価：
古代的特色を残し、仏教伝播と神仏習合の経緯を示す一連の建造物群を中心として、信仰の対象である山などが一体の景観を形成する資産として、価値は高い。しかし、世界的、国際的な観点から神様と仏様との信仰の融合を表す神仏習

合の資産の代表例として「普遍的価値」を持つことの証明が不十分。
◆課題など：
同じような資産との比較研究を進めて、資産構成などの検討が重要。また、文化財としての保護が十分でないものは指定などを行うとよい。

文化庁の今後の方針
今回選定した五件の候補を加えると計十三件の暫定リスト登録となります。また、暫定リスト候補は二十七件となるため、自治体の公募は今回で打ち切り、現在掲載されている暫定リストの候補を世界遺産登録に向けて進めていきます。

「若狭の社寺建造物群と文化的景観」が 世界遺産暫定リスト候補カテゴリーIIに

文化庁が、平成十八年度と十九年度に自治体に提案を募集した「世界遺産暫定リスト候補」の審議結果が、九月二十六日に公表されました。全国から応募のあった三十二件のうち、五件が新たに「世界遺産暫定リスト登録の文化資産」に選定されました。小浜市が提案した「若狭の社寺建造物群と文化的景観」は残念ながら選定されませんでした。世界遺産暫定リスト候補の文化資産カテゴリーII（左記参照）に位置づけられました。

◎世界遺産暫定リスト登録の文化資産【5件】
国、地方公共団体で調査研究を進め、世界遺産への推薦を目指すもの

*
◎世界遺産暫定リスト候補
「文化資産カテゴリーI-a」【5件】
提案書の基本的な主題を基に、地方公共団体で準備を進めるもの
「文化資産カテゴリーI-b」【5件】
当面、学術的な調査や研究を十分に進め、一定の方向性が見えた段階で準備を進めるもの

「文化資産カテゴリーII」【17件】
主題の再整理や構成資産の組み替え、さらなる比較研究が必要と考えられる資産

国民年金のお知らせ

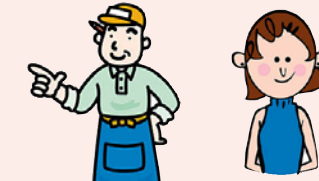


■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 169

20歳以上 60歳未満の人は皆さん国民年金に加入して、保険料を納めることが義務となっています。

国民年金の加入者は、保険料の納め方によって3つの種別があります。納付が困難な人は免除制度などをご利用ください。

3つの種別って？

●次のように分けられます

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業や学生など（無職の人も） 	会社員や公務員 	会社員や公務員に扶養されている配偶者 
保険料の納付	社会保険庁からの納付書で、各自で納付してください 口座振替も利用できます	国民年金ではなく、厚生年金、共済年金として給与などから差し引かれます	第3号被保険者の届け出をすると保険料を納めなくてもよくなります（*）

任意加入制度…60歳になっても加入期間が受給資格期間に満たない人は、任意加入することができます

*届け出を忘れていた人でも、さかのぼって認証される制度があります。詳しくは敦賀社会保険事務所 ☎0770 (23) 9902 へ

「免除制度」とは？

●「免除」「特例」「猶予」の各制度があります

種類	免除制度	学生納付特例制度	若年者納付猶予制度
対象者	経済的な理由などで納付が困難な人	学生	30歳未満の人
内容	所得が一定以下、失業などの理由で申請すると、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類の免除のいずれかの適用を受けることができます	所得が一定以下の場合、申請すると卒業するまでの間、納付が猶予され、後払いすることができます	所得が一定以下の場合、申請すると納付が猶予され、後払いすることができます
申請	毎年必要	毎年必要	毎年必要
申請先	健康長寿課	健康長寿課	健康長寿課

ねんきん特別便が届いたが？

●大切な年金の記録です

年金記録に「もれ」や「間違い」がないか確認して、必ず回答（返送）してください。お知らせは、緑色や青色の封筒です。なくさないように注意してください。

ねんきん特別便をなくしたときや届かない場合は敦賀社会保険事務所へ連絡してください。

■ねんきん特別便に関するお問い合わせ ☎0770 (23) 9904 へ



快適な暮らしは

「下水道」から

供用開始区域

十月十五日から「遠敷一〜八丁目区、木崎区、和久里区の各一部」が、供用開始となります（区域は下図のとおり）。

今後も整備を進めていきますが、供用開始になると台所や浴室などの雑排水は一年以内に、トイレは三年以内に下水道に接続していただく必要があります。

川や海をきれいにするために、また、清潔で快適な暮らしのために、一日でも早く排水設備工事をお願いします。

公共下水道使用料

排水設備工事・宅内検査が完了すると、下水道使用料を払っていただくこととなります。

下水道使用料は、汚れた水をきれいにするための処理費や下水管の維持補修費にあてられます。

指定工事店

台所やトイレなどを下水道に接続する排水設備工事は、専門的な知識と技術を持った「指定工事店」で必ず実施してください。

低利な融資制度

公共下水道区内で、くみ取り便所などから水洗便所に改造する場合、「アメニティ（水洗便所改造）資金貸付制度」による低利な融資を行っています。ぜひご利用ください。

融資限度額 一五〇万円（供用開始から三年以上経過した区域は一〇〇万円）
貸付利率 年一・一％（連帯保証人をつけた場合）
償還期間 五年以内

■問い合わせ
上下水道課 ☎内線 236

【遠敷一〜八丁目区、木崎区、和久里区の各一部】

10月15日から供用開始となる区域

